

(様式例)

公表日 平成 31 年 4 月 1 日

改定日 令和 元年 7 月 3 日

改定日 令和 2 年 10 月 1 日

改定日 令和 4 年 8 月 30 日

同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書

受入建設企業

下記のとおり、報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることについて説明致します。

記

外国人および日本人氏名	1号特定技能外国人 氏名 <u>ABC DEF</u>	日本人従事者 氏名 <u>国交 省</u>	
申請する業務区分	<u>ライフライン・設備</u>		
業務区分内の実務経験（年数）	<u>4 年 6 ヶ月</u>	<u>3 年 0 ヶ月</u>	
従事（予定）職種・作業	<u>電気通信</u>	<u>電気通信</u>	
保有資格	<u>なし</u>	<u>なし</u>	
報酬額	基本給（月給） （※諸手当、固定残業代等を含めないこと）	<u>262,000円</u>	<u>250,000円</u>
	毎月固定的に支払われる手当の種類とその月額（※固定残業代、該当日数により金額が異なる手当は記載しないこと）	<u>職能手当 30,000円</u>	<u>職能手当 24,000円</u>
	上記以外の手当の種類とその月額	<u>現場手当 500円/日 × 22日 約11,000円</u> <u>皆勤手当 20,000円</u>	<u>現場手当 500円/日 × 22日 約11,000円</u> <u>皆勤手当 20,000円</u>
	計	<u>323,000円</u>	<u>305,000円</u>
賞与	<u>有</u> ・ 無	<u>有</u> ・ 無	
昇給	<u>有</u> ・ 無	<u>有</u> ・ 無	

比較対象の日本人と報酬額に差がある場合、その差についての合理的説明を下記に記載してください。

日本人との経験年数の差は1.5年、技能の習熟による昇給は3%ですので、  
 $(250,000 \times 0.03 \times 1.5) + 250,000 = 261,250$ 円であるため、  
ABCの基本給を262,000円としました。